

# 11月定例農業委員会 会議録

令和2年11月20日

日 時 令和2年11月20日 16時開催

開催場所 直島ホール研修室1・2

出席者 (委員) 田中 正平 ・ 西村 和雄 ・ 高田 洋一 ・ 和島 輝男 ・ 西岡 幸子 ・ 津郷 正則  
(事務局) 鶴見 元良  
荒木 慶悟 建設経済課長

欠席者 大山 一郎

署名委員 高田委員 ・ 西岡委員

議 題 (1) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
(2) その他

田中会長	<p>それでは、11月定例農業委員会を開催したいと思います。本日はみなさんお忙しいなかお集まりいただきありがとうございます。本日の署名委員は、高田委員と西岡委員にお願いします。</p> <p>事務局から議題(1)農地法第3条第1項の許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題1の農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。</p> <p>今月は第3条関係の農地の所有権移転についての申請が一件でています。</p> <p>内容としましては、〇〇さんが高齢のため農地を管理できないということで、〇〇さんに譲与し、〇〇さんがレモンとみかんの耕作をおこなうものです。</p> <p>申請地は114銀行北側の八日山969番1の畑749㎡と八日山969番3の畑108㎡の2筆で合計857㎡となり、下限面積の5アールを上回っています。現地については、農地パトロールの時にみなさんに見ていただいております。〇〇さんの農作業歴は2年で父親の畑でレモンの栽培と知人の畑でイチジクの栽培を行っています。年間農作業従事日数は150日で農作業常時従事要件を満たしています。機械の所有等の状況はトラックが2台。耕作による周辺農地等への影響は特にありません。</p> <p>申請地の耕作計画はレモンを482㎡、みかんを375㎡耕作し、収穫物は販売せずに自己消費するということです。許可基準にある農地の全部効率利用要件については今回取得する農地が〇〇さんが所有する農地すべてになり、耕作計画ができていますので問題ありません。</p>
田中会長	事務局から説明がありました、いかがでしょうか。
西村委員	やることはイチジクのグループと同じだと思うが、前にあぜ道のすぐそこに木を植えるのはおかしいといったが、受け付けなかった。農道が通れなくなる。そういうことをするのであれば、難しいと思う。問題を起こすことがないよう要望したい。
田中会長	木を植える場合は、あぜ道の近くに植えないことを条件とすればどうか。
西村委員	計画的に植えて問題を起こさないようにしてもらいたい。
田中会長	道のすぐ近くには植えないという条件付きで、許可するというのでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
田中会長	この件については許可するというので、次に議題2その他について事務局ありますでしょうか。
事務局	特になし。
田中会長	本日の農業委員会は、これで終了したいと思います。ありがとうございました。

令和2年11月20日 16時20分閉会

直島町農業委員会

会 長

印

署名委員

印

署名委員

印